

令和3年6月4日

## 営業時間の短縮要請について（特措法に基づく協力要請）

本県の感染状況については、5月に入ってから感染が急速に拡大し、最近の新規感染者数も、依然として連日20人から30人程度確認され、クラスターも続発しております。

感染拡大の警戒基準における感染状況の段階はステージⅢであり、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場における効果的な対策として、5月24日から6月6日まで、鹿児島市、霧島市及び出水市の飲食店を対象に、21時までの営業時間短縮の要請を行っております。

このうち、出水市については、感染状況を踏まえ、6月6日までで、飲食店の営業時間短縮の要請は終了します。

一方で、感染者数が依然として多い鹿児島市及び霧島市については、6月7日（月）から6月20日（日）までの2週間、飲食店に対する21時までの営業時間短縮の要請を延長いたします。

併せて、要請に応じていただいた飲食店のうち、要件を満たしている飲食店については、売上高等に応じて、協力金を支給します。

鹿児島県知事 塩田康一

### 記

#### 1 営業時間短縮の要請期間

令和3年6月7日（月）0時～6月20日（日）24時 14日間

- ・営業時間は、5時～21時までの間
- ・酒類の提供は、11時から20時までの間

※ 期間中は、店頭にて時短を実施することを張り紙・ポスターで掲示すること（別添資料参照）。

#### 2 対象となる区域

鹿児島市、霧島市

#### 3 要請内容

飲食店について、21時以降も営業する施設の管理者に対し、要請期間の全ての期間について、21時から翌日5時までの間の営業を行わないこと、また、20時から翌日11時まで酒類の提供を行わないことを要請する。

#### 4 営業時間短縮の要請及び協力金の対象となる施設

対象施設の要件	
要請	① 時短要請の時点（令和3年6月4日）で、 ・対象区域において営業継続中（営業実態あり）であり、 ・ <u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。</u>
協力金	① 同上 ② 併せて、業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守している施設。

##### 【対象外】

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない事業者
- (2) 「接待を伴う飲食店」であって、風俗営業法上の許可は受けているが、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可は取得していない事業者
- (3) グループでの会話が想定されず飛沫感染のリスクの少ない「映画館、ネットカフェ、漫画喫茶、弁当屋、デリバリー、テイクアウト、キッチンカー、自動販売機等」の事業者
- (4) 通常の営業終了時間が、もともと21時以前（および営業開始が朝5時以降）の事業者
- (5) 既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者
- (6) デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- (7) その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

#### 5 協力いただいた事業者への協力金

県の実情に応じて、協力いただいた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

##### (1) 協力金の対象

県の実情に応じて、令和3年6月7日（月）から令和3年6月20日（日）まで（計14日間）の全ての期間、営業時間短縮等に協力いただいた事業者（企業規模、個人・法人の形態を問わない）。

対象区域内で複数の店舗を運営する事業者は、対象区域内の対象店舗の全てについて時間短縮営業をすることが必要となります。

(2) 協力金の金額

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、額が決まります。

【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「35万円から105万円」

※1日当たりの協力金額(2.5~7.5万円)×要請期間(14日間)

【大企業】(中小企業においても、この方式を選択可)

1店舗当たり「上限280万円」

※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(14日間)

※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

(3) 申請受付

①申請開始 (後日、お知らせいたします。)

②申請窓口 (後日、お知らせいたします。)

③申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送 (※事業者毎に申請)

④申請書類

ア 協力金申請書 [指定様式]

イ 振込先口座通帳の写し

ウ 本人確認書類 (免許証の写し等)

エ 営業実態が確認できる書類 (確定申告書等の写し)

オ 【店舗毎】申請する店舗の写真

カ 【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類 (食品衛生法 (昭和22年法律第233号) に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し)

キ 【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類 (告知するポスター・チラシ、写真等)

ク 誓約書 [指定様式]

ケ 売上高が確認できる書類

など

## 6 お問い合わせ先

### (1) 「時短要請」については

コロナ相談かごしま

・電話番号 099-833-3221

### (2) 「協力金」については

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

・電話番号 099-295-0286

・受付時間 9:00～17:00（平日）



# 営業時間短縮のお知らせ

鹿児島県の要請に基づき、  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、  
**時短営業**を実施します。

○ 実施期間

6月7日～6月20日

○ 時短営業期間中の営業時間

時 分 ～ 時 分

※ お酒の提供は 時まで

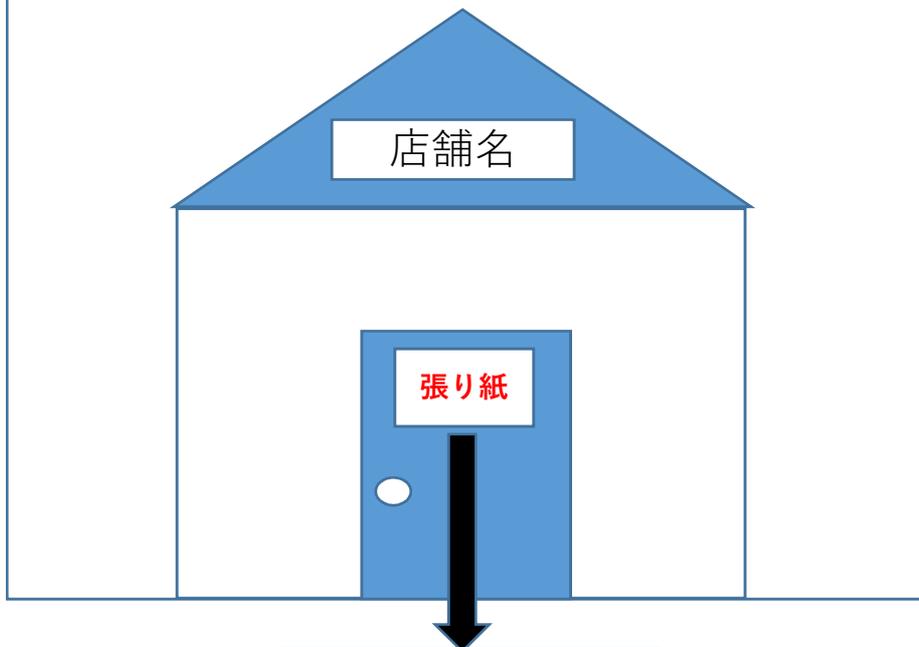
○ 通常（時短前）の営業時間

時 分 ～ 時 分

○ 店舗名

## 時短営業, 休業したことが分かる 張り紙・ポスターの例

### お店の外観



### 張り紙拡大図

 **営業時間短縮のお知らせ**

鹿児島県の要請に基づき、  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、  
**時短営業**を実施します。

○ 実施期間  
6月7日～6月20日

○ 時短営業期間中の営業時間  
時 分 ～ 時 分  
※ お酒の提供は 時まで

○ 通常（時短前）の営業時間  
時 分 ～ 時 分

○ 店舗名  
\_\_\_\_\_

#### 【記載注意点】

- ①時短営業, 休業の期間が分かるように記載してください。
- ②時短営業される際の営業時間は, 午前5時から午後9時以内にしてください。
- ③酒類の提供は午後8時までにご確認ください。